

(商 号)

コージンバイオ株式会社 定款

制定 昭和 5 6 (1981) 年 4 月 20 日  
改訂 平成元 (1989) 年 6 月 1 日  
改訂 平成 9 (1997) 年 5 月 8 日  
改訂 平成 9 (1997) 年 7 月 22 日  
改訂 平成 15 (2003) 年 6 月 27 日  
改訂 平成 19 (2007) 年 7 月 20 日  
改訂 平成 20 (2008) 年 7 月 15 日  
改訂 平成 21 (2009) 年 7 月 3 日  
改訂 平成 26 (2014) 年 6 月 6 日  
改訂 令和元 (2019) 年 6 月 28 日  
改訂 令和 3 (2021) 年 6 月 18 日  
改訂 令和 4 (2022) 年 6 月 29 日  
改訂 令和 5 (2023) 年 3 月 9 日  
改訂 令和 6 (2024) 年 6 月 28 日  
改定 令和 8 (2026) 年 6 月 26 日

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、コージンバイオ株式会社と称し、英文ではKohjin Bio Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 動物の血液及び血清の製造及び販売
- (2) 微生物検査、細胞培養に使用される材料の製造、販売及び輸出
- (3) 体外診断用医薬品の製造、製造販売、販売及び輸出
- (4) 医療に関する情報提供サービス
- (5) 特定細胞加工物及び再生医療等製品の製造受託業務
- (6) バイオテクノロジー、生体検査等の分析及び解析業務並びにそれらの受託業務
- (7) 再生医療に使用される材料の研究、開発
- (8) 医薬品及び化粧品の製造、製造販売及び販売
- (9) 医療機器の製造、製造販売、販売及び修理
- (10) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県坂戸市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告による方法とする。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は16,660,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式の取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の決議により定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 当該選定された取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、ほかの取締役に株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。ただし、法令またはこの定款に別段の定めによるべき場合はこの限りでない。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は3名以上10名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会の決議において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 増員又は任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
5. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会はその決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 当該選定された取締役が欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、ほかの取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前にこれを発する。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第24条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員である取締役に対し会日の3日前までにこれを発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程及び監査等委員会規程)

第27条 取締役会及び監査等委員会に関する事項は、法令及び定款に定めがあるもののほか、取締役会規程及び監査等委員会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財務上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度におい

て免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 会計監査人

（選任方法）

第 30 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第 31 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

## 第 6 章 計 算

（事業年度）

第 32 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第 33 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第 34 条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第 35 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

## 附則

### (監査役の責任免除に関する経過措置)

当社は、第 47 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 47 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 32 条第 2 項の定めるところによる。